

決議事項要約
国際理事会会議
スペイン・マルベリヤ
2013年4月16～20日

1. 米国ネバダ州ラスベガスを、2018年国際大会開催地として選定。

監査委員会

1. 監査委員会の報告（決議事項なし）を承認。報告の概要：当組織の監査を担当する会社より提出された年次監査計画、地区ガバナー経費払戻し手続きについての重要プロセス見直しに関する最新情報、当組織の独立監査人の包括的な再検討。

会則及び付則委員会

1. 抗議申し立ての対象がそれぞれ地区ガバナーまたは協議会議長の場合の紛争処理の要請先を明確にするため、理事会方針書第7章および第15章に記載されている地区紛争処理手順と複合地区紛争処理手順を改正。
2. 運営役員の役職名および責務と国際理事の役職名および責務を区別するため、「事務総長」という役職名を復活させるとともに「上席事務総長」という役職名を運営役員に加える国際会則及び付則改正案を2013年国際大会に提出すること、またこの改正に基づいて理事会方針書を改正する決議を承認。

大会委員会

1. 国際大会開催日に関する方針を改正し、開始日を早くても6月第3週以降、また遅くとも7月第1週以前と制限。

地区及びクラブ・サービス委員会

1. クラブの紛争が解決されず、正クラブとしての義務を果たすことを怠ったため、釜山ソヌウ・ライオンズクラブを解散。
2. 暫定地区の推薦を受けたライオンズ指導者を、2013～2014年度地区ガバナーとして承認。
3. 推薦を受けたライオンズ指導者を、2013～2014年度コーディネーター・ライオンとして承認。

4. 404 A (ナイジェリア) より提出された地区再編成案を承認。これは2013年国際大会閉会時に有効となる。

財務及び本部運営委員会

1. 目標運用益について、一般資金および緊急積立金の投資方針声明文の修正を承認。
2. 黒字となる2012～2013年度第3四半期収支予想を承認。
3. アライド・アイリッシュ・バンクが必要とする、銀行に関する決議を承認。
4. 理事会会議日程にかかわる変更を承認。
5. 特定の銀行に関する決議を理事会方針書から削除することを承認。決議は今後も理事会が承認することになるが、理事会方針書にその文言を記載する必要はないと決定。
6. タクシーおよびシャトルバスを利用した場合の経費に対しては、走行キロ数に基づく払戻しという方法ではなく、支払いを証明するものを提出することにより払い戻しが受けられるよう、理事会方針書を改定することを承認。
7. 理事会方針書に記載されている職員の旅行に関する方針を削除することを承認。

LCIF

1. 一般基金の資産配分を次のように変更：株式45%、確定利付き債券35%、オルタネティブ20%。
2. 人道奉仕援助交付金の支出方針を改定。
3. ライオンズクエストに関してコンサルティング・サービスを提供するサービスマーケティング・ライフスキル・ネットワーク社との、102,000米ドルの額による1年契約を承認。
4. 390万米ドルの用途が決まっていない資金を、次年度の視力ファースト用支出許容資金に振り替えることを承認。
5. 視力ファースト諮問委員会 (SAC) の空席を補充するため、セルジ・レジニコフ博士を、同委員会の投票権のあるメンバーとして選任。
6. 2013年人道主義大賞受賞候補者として3名を推薦。国際会長が最終的に受賞者を選定。
7. 総額3,042,941米ドルとなる合計67件の一般援助交付金、国際援助交付金、四大交付金申請を承認。
8. 2件の交付金申請を否認。
9. 投資方針声明文を改定して一般基金の資産配分および人道奉仕援助交付金の支出方針の変更を反映させるとともに、一般援助金交付基準及び規定を改定するためにLCIF運営方針書を改訂。
10. 理事会方針書第16章を改訂し、人道奉仕援助交付金の支出方針を更新。

リーダーシップ委員会

1. 「講師育成エクセレンスシリーズ」パイロット・プログラムの開発および実施を承認。
2. GLT地区資金援助プログラムを改定。2013～2014年度より、このプログラムを通じて、地区レベルでのゾーン・チェアパーソンおよびクラブ向上プロセス（CEP）ファシリテーター研修を支援するために1地区につき年間500米ドルを上限とする資金援助が提供される。

会員増強委員会

1. 理事会方針書第10章E項に定められる規定の残りの条件を満たすことを条件に、南スーダン为新ライオンズ国として承認。
2. 理事会方針書第10章E項に定められる規定の残りの条件を満たすことを条件に、サントメ・プリンシペ为新ライオンズ国として承認。
3. 会員の退会理由と現在所属するクラブの幹事または会長の署名を記載する箇所を加えることにより、転籍チャーターメンバー書式を改訂。
4. 新クラブが、ライオンズクラブ国際協会によるエクステンションの取り組み、または新クラブ結成の取り組みを通じて結成された場合には、新クラブ結成に対する抗議は検討されないとの規定を含めることにより、現行の新クラブ結成抗議方針を改正。
5. 10月会員増強賞を、10月および4月の会員増強に基づく会員増強賞に変更し、これが2013～2014年度に発効するように改定。年間会員増強賞を年度中会員純増を達成したクラブに交付すること、また会長の会員維持キャンペーン・アワードを会員満足度向上アワードに変えることを決定。
6. 資金、会費、解散、会員招聘、クラブ出席の規定等において、クラブ支部の自立性を高めるためクラブ支部プログラムを改定。この改定は即時発効となる。
7. 「適切な時および場所」との文言を加えることにより、シェブロンに関する方針を改定。

PR委員会

1. 2013～2014年度より大型看板を使つての広告を廃止し、この資金をオンライン広告に配分しなおすことを決定。

2. ライオン誌（スペイン語版と国際本部版）の米国外への郵送業務を、PDS社に3年契約で委託することを承認。
3. PRに関するセミナーを実施するため、各エリアフォーラムに2,000米ドルを提供することを承認。
4. 元国際会長の役職順位を国際副会長の直後に置くことを承認。

奉仕事業委員会

1. 2011～2012年度トップテン・ユースキャンプ及び交換委員長賞を選定。
2. レオクラブをスポンサーするライオンズクラブには、100米ドルの年間納入金が請求されると理事会方針の文言を改定。米ドル又はそれぞれの国の通貨で、この相当額を支払うことができる。
3. レオクラブが解散した場合、スポンサー・ライオンズクラブにより提出された署名付きのレオクラブ解散書が国際本部の青少年プログラム課に10月31日までに受理された場合のみ、納入金が口座に返済されると理事会方針の文言を改定。返済されるのは、現行会計年度分だけである。
4. レオクラブ結成時に関する月割レオ納入金の廃止を受けて理事会方針を改訂。
5. 年間レオ納入金等は、レオクラブをスポンサーするすべてのライオンズクラブに課される年間納入金の請求額がレオクラブ・プログラムの継続的発展および開発のペースを保つのに十分な額であるようにするため、奉仕事業委員会が定期的に見直しを行えるよう理事会方針を改正。
6. ライオンズ眼鏡リサイクルセンター（LERC）に関連する理事会方針を、LERC設立及び規定順守に重点を置く内容に改正。

上記決議事項のいずれかに関する詳細は、国際協会公式ウェブサイト（www.lionsclub.org）でご覧いただくか、国際本部（電話：630-571-5466）にお問い合わせください。